

# 業務指示書

## イラン国ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答： 2015年8月31日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に終わった調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- |   |
|---|
| <p>注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。</p> <p>注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。</p> <p>注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。</p> <p>注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。<br/>評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。</p> <p>注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。</p> <p>注6) 通訳については、補強を認めます。</p> |
|---|

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

<p>注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの</li><li>・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。</li></ul>
--

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：自然資源を活用した地域開発に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地域開発／民間投資促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地域開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 参加型開発】

- 1) 類似業務の経験：参加型開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 観光振興計画（エコ・ツーリズム）】

- 1) 類似業務の経験：観光振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラン 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1RR1 = 0.004 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。

- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： 9月17日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地域開発/民間投資促進  
参加型開発  
観光振興計画(エコ・ツーリズム)

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

47.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年9月29日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

- 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上



プロポーザル評価表

イラン国ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地域開発/民間投資促進	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力：参加型開発	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：観光振興計画（エコ・ツーリズム）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ゲシュム島はホルムズ海峡上に浮かぶ約 1,700 km<sup>2</sup>の大きな島で、人口は約 13 万人で、人口増加率は 2.4%、2020 年には人口は 17 万人に達すると予想されている。島全体がイランに 6 つある自由特区 (Free Zone、以下 FZ) の一つに指定され、貿易・経済の拠点であるだけでなく、石油・ガス田も有し、経済活動規模ではイラン最大の FZ である。

イランにおいては、ゲシュム島の FZ は大統領府直轄となっており、ゲシュム自由特区庁 (Qeshm Free Zone Organization、以下 QFZO) が管轄している。イラン全体の GDP のうち 6 つの FZ を含む経済特別区の GDP が占める割合は 5.62%<sup>1</sup>で、割合は年々増加していることから、その重要性は増している。イラン 5 カ年開発計画第 112 条においても、FZ の拡大が謳われている。現在ゲシュム島と本国を結ぶ橋を建設中 (3 年後に完成予定) で、島内の港を拡張する計画もあり、また、テヘラン、イスファハン、シーラーズ、キッシュ島などイラン内の他都市のみならず、ドバイとの直行便を有する国際空港がある。イランにのみならず、独立国家共同体諸国等への物流経路としても、ゲシュム島の経済的重要性は今後益々高まると考えられ、日本企業の関心も高い。

また、ゲシュム島には、ペルシャ湾最大のマングローブ林やサンゴ礁、さらに陸地では UNESCO 支援の世界ジオパークネットワークが指定するイランで唯一のジオパークを有している。これらの自然資源を有機的に結びつけた観光産業へのポテンシャルは高く、現在でも多くの観光客がゲシュム島を訪れている。

他方、ゲシュム島の環境は、石油・ガス開発や観光開発等により脅かされており、観光資源の劣化や環境汚染が進んでいる。また石油・ガス産業による利益は国の利益となっていて、地域住民の雇用にはつながっておらず、現地に還元されていない (島の失業率は 13% であり、イラン全体の 10.5% より高い)。その他の産業も地域住民に十分に裨益していない。手工芸品を観光客に売り生計を立てる地域住民が多くいるが、その質は決して高くなく、マーケティング手法も未熟なため、十分な生計向上につながっているとは言えない。また、地域住民の多くは零細漁業に従事しており、彼らの生活は環境汚染により脅かされている。地域住民の月収は一家族平均約 310 米ドル (5 人家族であれば一人当たり 62 米ドル)。

QFZO は、1994 年にスウェーデンの民間会社 SWECO に委託して、ゲシュム島の総合開発計画マスタープラン (以下、既存 M/P) を策定した。この計画は QFZO によって利用されているものの、その更新は行われておらず、現状との乖離が生じている。また観光開発のマスタープランは 2003 年にオーストラリアのコンサルタント会社 KPMG が策定した。しかし、これら既存 M/P と観光開発マスタープランは、情報分析はあるものの具体的提言に乏しい。上述のとおり、ゲシュム島では地域住民への裨益が課題となっており、地域住民の参加による持続可能な開発についてマスタープランの中でも検討していく必要がある。

かかる状況のもと、イラン政府は FZ 開発による地域住民の格差是正、貴重な自然資源の保全を目的とした開発計画調査型技術協力「ゲシュム島における住民主導の持

<sup>1</sup> イラン暦 1386 年 (2007 年 3 月～2008 年 3 月) の実績。ちなみに、イラン暦 1381 年は 3.97%。(出所 Iran Statistical Center)

続可能な開発計画策定プロジェクト」を我が国政府に対して要請した。それを受けて JICA は、2014 年 8 月から 12 月にかけて詳細計画策定調査を実施し、①環境に配慮した FZ の開発、②貴重な自然資源と伝統の保全、③地域住民の格差是正、の 3 つを柱とした「エコアイランド」構想によるマスタープラン (Master Plan、以下 M/P) 策定を QFZO に提案し、イラン側と協議議事録 (M/M) にて合意した。その後、合意した内容に応じてプロジェクト名称を「ゲシュム島の「エコアイランド」構想による地域のための持続可能な開発計画策定プロジェクト」(以下、本プロジェクト)に変更し、2015 年 6 月に討議議事録 (R/D) を署名した。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクトの目的

イランのゲシュム島において、SWECO が作成した既存 M/P のレビュー、地域住民の生計向上と貴重な自然資源の保全に関する部分の M/P の策定、既存 M/P への戦略的環境アセスメント<sup>2</sup> (Strategic Environmental Assessment、以下 SEA) の導入の提案、優先分野のアクションプラン策定、投資セミナーの開催等を実施することにより、イラン側によるゲシュム島全体の既存 M/P の改訂を支援し、ゲシュム島におけるエコアイランド構想による 1) 地元住民の生計向上、2) 自然資源の保全、3) 環境に配慮した FZ の開発が促進され、ゲシュム島の持続可能な開発に寄与する。なお、ゲシュム島の持続可能な開発については、我が国企業による活動展開も視野に入れる。

---

<sup>2</sup>個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」、すなわち、政策、計画、プログラムを対象とする環境アセスメント。

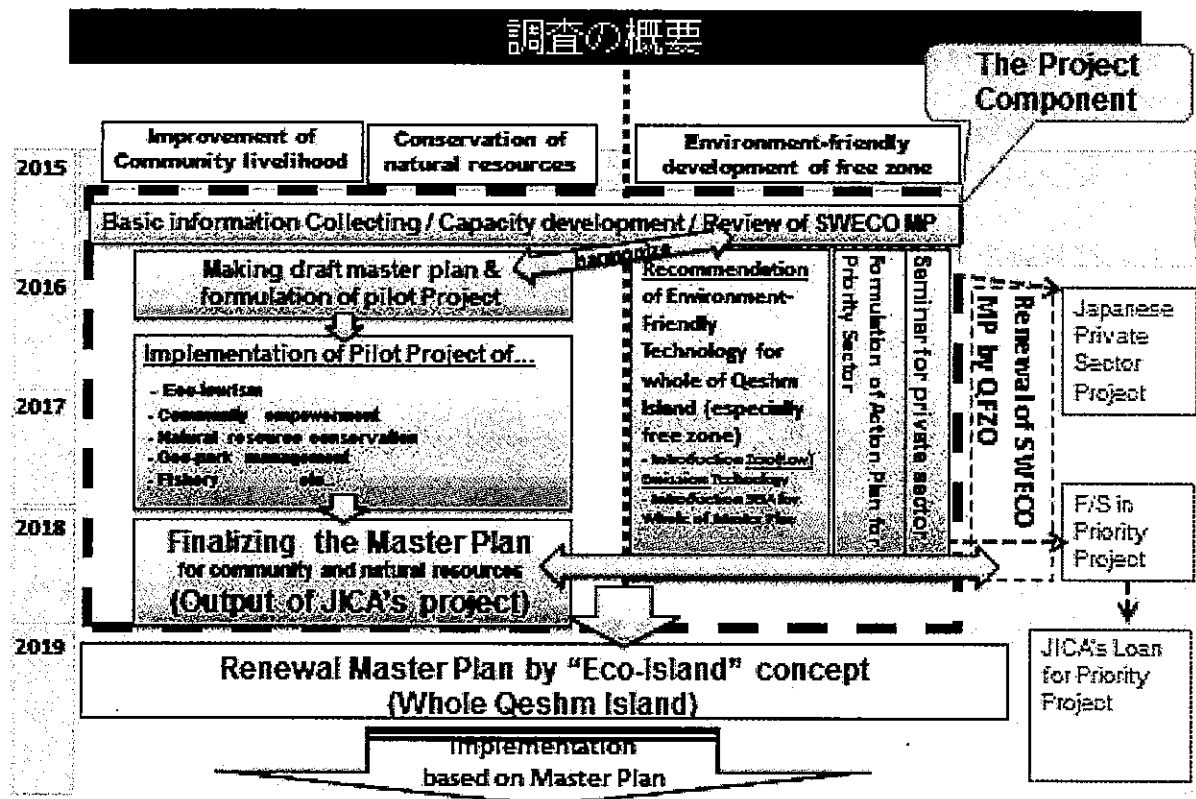


図1. プロジェクトスコープ

(2) 期待される成果

- 1) 貴重な自然資源の保全、伝統的な地域住民の生活向上を中心とした M/P (以下、「住民と自然のための M/P」) 策定
- 2) 住民参加による地域のためのパイロットプロジェクト実施
- 3) 既存 M/P への SEA の導入の提案
- 4) 優先分野 (観光振興、水産振興、廃棄物管理、下水排水管理) のアクションプラン策定
- 5) QFZO 職員の能力向上

(3) 調査項目

- 1) 既存 M/P のレビュー、基礎情報調査
- 2) ゲシュム島の開発方針の検討
- 3) 社会経済フレームワークの見直し・策定 (ベースライン調査含む)
- 4) 環境保全に係るフレームワークの策定 (ベースライン調査含む)
- 5) 「住民と自然のための暫定 M/P」の策定
- 6) 上記5) に基づいた住民と自然のためのパイロットプロジェクトの実施
- 7) 上記6) を踏まえた「住民と自然のための M/P」の策定
- 8) 既存 M/P への SEA の導入
- 9) 優先分野のアクションプラン作成 (観光振興、水産振興、固形廃棄物管理、下水排水管理)

- 10) 民間セクター向けの投資セミナー開催
- 11) 環境技術紹介セミナー開催

(4) 対象地域  
ゲシュム島

(5) 関係官庁・機関  
実施機関：QFZO  
関係機関：イラン環境庁（DOE）、ゲシュム郡政府、ホルムズガン州政府

(6) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動  
特になし

### 3. 業務の目的

本業務は、イラン・ゲシュム島において、FZを除く地域の環境に配慮した「住民と自然のためのM/P」の策定、FZも含めた島全体の既存M/PへのSEAの導入、優先分野のアクションプラン策定、投資セミナーの開催を実施することにより、ゲシュム島のエコアイランド構想による1) 地元住民の生計向上、2) 自然資源の保全、3) 環境に配慮したFZの開発を実施するための島全体の既存M/Pがイラン側により改訂され、同M/Pに基づいたゲシュム島の持続可能な開発に寄与することを目的として実施するものである。なお、ゲシュム島の持続可能な開発については我が国企業による活動展開も視野に入れる。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2015年6月に当機構とQFZOとの間で署名されたR/Dに基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 「エコアイランド」構想

ゲシュム島は1) 貴重な自然資源、2) 伝統的な地域住民の生活、3) FZ開発という3つの特徴があり、ゲシュム島の開発を行っていくにあたり、これら3つの特徴をバランスよく保ちながら開発を進めることが重要である。これら3つの特徴を保ちながら開発を進めるため、1) 貴重な自然資源の保全、2) 伝統的な地域住民の生活向上、3) 環境に配慮したFZの開発、の3本柱を「エコアイランド」構想と表し、ゲシュム島の開発計画を策定する上での基本コンセプトとすることでQFZOと合意した。

#### (2) 日本側とイラン側の調査項目の役割分担

イランの国際的な経済制裁状況等の制約に鑑み、現時点での役割分担は、上記エコアイランド構想のうち日本側は、「住民と自然のためのM/P」を策定し、加えて既存M/PへのSEAの導入、ゼロエミッション技術の紹介などを通じて、環境に配慮したFZの開発のための環境配慮の提言等を行う。イラン側は日本側が実施する「住民と自然

のための M/P」と環境配慮の提言を合わせ、既存 M/P を改訂し、ゲシュム島全体の M/P として取りまとめを行う（プロジェクトスコープについては上図 1 参照）。

### （3）ゲシュム島の自由特区（FZ）、経済特別区指定エリア

ゲシュム島は配布資料 3) の地図のとおり、島の東側の一部が FZ に指定され、残りの地域は経済特別区に指定されている。島の東端には島最大の町ゲシュムタウンが位置する。FZ 以外の地域は経済特別区に指定されながらも、開発は進んでおらず、昔ながらの生活が広がる地域である。（なお、配布資料 3 のゾーニングはあくまで参考であり、詳細計画策定調査の段階で島の特徴を整理するために作成した図である。）

### （4）イラン側実施体制

ゲシュム島は FZ、経済特別区を含めて島全体を QFZO が統括しており、ゲシュム島全体の開発計画策定の責任を担っている。他方でゲシュム島はホルモズガン州の一つの郡でもあり、ゲシュム郡政府も存在する。ゲシュム郡政府はホルモズガン州政府の予算配分のもと、QFZO を除いた関係省庁への予算配分等の責任を担っている。そのため、本プロジェクトではゲシュム島の開発計画の責任を担う QFZO を主管省庁とするが、地域住民に対するパイロットプロジェクト実施段階においては、QFZO がゲシュム郡政府と調整を行い、関係省庁、ゲシュム大学等を含めたエコアイランド委員会を設置する。本プロジェクトにおいては、QFZO によるエコアイランド委員会の設置を支援し、関係機関との調整を行うこと。

### （5）既存 M/P のレビュー

2014 年 12 月に署名した詳細計画策定調査の協議議事録（M/M）では、既存 M/P をレビューした後に、「住民と自然のための M/P」の策定に移る予定であったが、R/D 署名前に、イラン側より「既存 M/P のレビューは QFZO 自身でプロジェクト開始前に実施する。」と提案があった。そのため、R/D では既存 M/P レビューを Tentative として記載している。調査開始時には、QFZO のレビュー状況を確認した上で、必要な調査フローをイラン側と協議、合意を得ること。

### （6）ゲシュム大学の活用

ゲシュム大学（正式名称：Qeshm Institute of Higher Education）は、元々、QFZO 職員の研修センターであったが、ゲシュム島地元の大学として 2001 年に創設された。QFZO の職員が学長、副学長などを務めており、現在、学生約 500 人のうち約 95% がゲシュム島出身者で構成されている。ゲシュム大学を卒業した後、ゲシュム島内で働いてもらうべく、カリキュラムと専門コースが設置されており、QFZO からは学費の助成があるため、一般私大の 2 分の 1 から 3 分の 1 程度の学費で就学が可能である。また、限定的であるが、①会計、②財務、③エコツーリズム、④観光政策、⑤ホテルマネジメント分野において、QFZO の調査を学生に依頼することが可能なプログラムが存在する。その場合、QFZO からは学生に対して報酬を支払うのではなく、海外の学会出席や研修のための費用を支援することで代替している。このプログラムを活用し、ベースライン調査などでゲシュム大学からプロジェクトに協力が得られることを詳細計画策定調査では確認している。プロポーザルでは、エコアイランド委員会のほか、ゲシュム大学との連携について現時点で想定される案を提案すること。

### (7) イラン側への技術移転

QFZOはM/P策定だけでなく、技術移転を強く要請している。そのため、各活動項目において、イラン側に基本的な知見・技術の移転が図られるよう留意する。また、QFZOへの技術移転のみならず、コンサルタントはQFZOが主体となって組成するエコアイランド委員会の設置を側面支援し、エコアイランド委員会が中心となって実施するパイロットプロジェクトにおいても、関係機関に対して基本的な知見・技術の移転が図られるよう留意する。

## 6. 業務の内容

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議

#### 1) 関連資料・情報の収集・分析等

詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

#### 2) インセプションレポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成する。

#### 3) インセプションレポートの説明・協議等

インセプションレポートを実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。また、R/Dで確認されている実施機関との責任の分担関係について確認を行う。

### (2) ゲシュム島を巡る現状の把握及び分析（既存M/Pのレビュー等）

#### 1) 既存M/Pのレビュー

以下の事項を含むゲシュム島に係る現況を調査し、問題点・課題を把握する。

##### a) 産業・都市開発、投資誘致計画等

##### b) 観光、エコツーリズム振興計画

##### c) その他産業（農業、畜産業、漁業、水産加工、製造業、商業等）の既存計画と実施状況

##### d) インフラ整備（道路、港湾、空港、その他交通、電力、通信等）の計画と実施状況

##### e) 自然環境管理計画（特にハラ・マングローブ林と沿岸環境）

##### f) ローカル・コミュニティの社会・経済環境と過去の村落開発（パイロット・プロジェクトの為に基礎データ収集の一部を兼ねる）

#### 2) 観光関連産業・サービスプロバイダのレビュー

観光業者、バスやタクシーなどのサービスプロバイダの現状及び問題点・課題を把握する。

#### 3) ゲシュム島の社会経済状況の把握

ゲシュム島の社会経済状況（人口、経済指標、生産・消費指標、貿易・投資状況、将来需要予測等）について、既存のデータ・文献を収集して、整理する。

#### 4) ゲシュム島の自然条件状況の把握

ゲシュム島の自然条件（気象、地形・地質・土壌、水資源賦存量・開発可能量など）について、既存のデータ・文献を収集して、整理する。

#### 5) 環境社会配慮に係る法制度の把握



イランにおける環境影響評価に係る手法・手続き、住民の移転や土地収用に  
関わる法制度を把握する。

6) 環境影響に係る開発方針の確認、EIA の実施状況等の把握

ゲシュム島における環境影響に係る開発方針を確認し、既存計画の EIA 実施  
状況等、環境影響に係る QFZO の実施能力、状況等を確認及び問題点・課題  
を把握する。またイラン環境庁 (DOE) との調整状況等も合わせて確認する。

(3) ゲシュム島の開発方針の検討

ゲシュム島の既存 M/P レビュー等、現状調査の結果を踏まえて、今後の開発  
にあたっての制約、課題留意点等を分析する。それを踏まえて QFZO と開発方  
針及び開発目標年について協議、検討を行う。

(4) 社会経済フレームワーク、環境フレームワークの見直し・策定

1) 社会経済フレームワークの検討

上記(2)及び(3)で把握された社会経済状況、既存の開発計画、開発方  
針、開発目標年等をベースに、関係機関による予測値を比較検討しつつ、イラ  
ンの成長シナリオに応じたゲシュム島の社会経済フレームワークを設定する。

2) ベースライン調査

上記(4)1)で設定した社会経済フレームワーク、開発目標年に係るベー  
スライン調査を行う。

3) 環境フレームワークの見直し、策定

DOE 等関係機関と調整の上、土地利用計画、沿岸・海洋環境利用計画の見直  
し、策定を行う。

(5) 「住民と自然のための暫定 M/P」の策定

上記(1)から(4)のゲシュム島全体の開発計画のレビューを踏まえ、「住  
民と自然のための暫定 M/P」の策定を行う。記載する項目、内容については JICA  
とも相談しつつ、QFZO と協議、検討の上、QFZO から承認を得る。

(6) インテリムレポートの作成・説明・協議

1) インテリムレポートの作成

上記(1)～(5)までの成果、それを踏まえた今後の業務計画を取りまと  
めインテリムレポートを作成する。

2) インテリムレポートの説明・協議等

インテリムレポートを実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。

(7) 既存 M/P レビュー結果に係る SEA 導入提言及び既存 M/P 改訂作業支援

1) 既存 M/P のレビュー結果に基づく SEA 導入の提言

既存 M/P のレビュー結果に基づき、戦略的アセスメントの考え方、代替案と  
の比較検討方法、評価方法等の SEA の実施について、QFZO と協議、検討し、SEA  
導入を提言する。具体的には、重要な環境社会影響項目とその評価方法の設定、  
再構築作業、複数ある代替戦略・政策案の環境社会的側面の影響を含む比較検  
討の手法等、具体的な実施方法、手続きについて、イラン側関係機関と協議・

調整・確認し、イラン側が既存 M/P を改訂する際にそれらの導入を提言する。その際には、QFZO 側の能力強化にも努める。なお、QFZO は DOE との調整が不足していると他の調査報告にあり、QFZO は環境に配慮した事業実施を必ずしも行っていない可能性が考えられる。SEA 導入の提言に際しては、DOE 等の関係機関との調整を図り、QFZO が環境に配慮した計画策定を行うよう支援する。

2) 上記 1) に基づいて QFZO が行う既存 M/P 改訂作業を支援する。

#### (8) パイロットプロジェクトの実施

- 1) 上記 (5) で策定した「住民と自然のための暫定 M/P」に基づき、パイロットプロジェクト実施のためのコミュニティ選定に係る基礎調査（ベースライン調査含む）を実施する（全村対象、ワークショップ形式）。
- 2) QFZO 調整のもと、基礎調査の結果を踏まえて関係機関と協議し、パイロットプロジェクトのショートリストを作成する。
- 3) QFZO の調整のもと、ショートリストで選ばれた村の代表者にアプリケーションフォームの作成方法を指導、作成する。
- 4) アプリケーションフォームをもとに、パイロットプロジェクトの責任機関と想定される関係機関とともにコミュニティミーティングを開催し、パイロットプロジェクトの内容を最終化する。
- 5) 選定したパイロットプロジェクトを実施する。
- 6) QFZO や関係機関と評価項目、評価指標等について協議し、質問票及び基礎データの更新データをもとに、各パイロットプロジェクトを評価する。
- 7) パイロットプロジェクトの実施結果、評価結果をもとに、教訓や提言等を含めたレポートを作成する。
- 8) イラン内の関係者向けにパイロットプロジェクトの経験発表に関するセミナーを開催する（プロジェクト期間中 1 回、100 名程度）。

パイロットプロジェクト実施に当たっては、QFZO が課題として認識している地域住民の巻き込み及び関係機関との調整について、住民ワークショップとエコアイランド委員会を活用してプロセスを改善することを目指す。パイロットプロジェクトの実施フローについては上述の通りとするが、より望ましいアイデアがある場合は、プロポーザルにて提案をすること。

パイロットプロジェクトは、様々な分野（浄化槽設置、水の再利用、農業、民泊、一村一品、住民ガイド養成など）を対象とし、エコアイランド委員会にて関係機関との予算調整を行い、実施することを想定している。ただし、関係機関の予算配分の遅延などにより、パイロットプロジェクトが計画通りに実施できないことも考えられることから、日本側が予算を負担してパイロットプロジェクトを実施することも認める。日本側が予算を負担するパイロットプロジェクトの具体的な数や規模については、住民ニーズや関係機関の予算等のキャパシティが明らかになった時点で、JICA と連絡・相談しつつ、QFZO と合意することとする。なお、本プロポーザルにおいては、パイロットプロジェクトは 6 つとし、1 件あたり 500 万円として見積もること。また、現時点で想定可能なパイロットプロジェクトをプロポーザルにて提案すること。

#### (9) 優先分野のアクションプラン策定支援

アクションプランの目的、内容、項目等を QFZO と協議、合意し、1) 観光振興、2) 漁業振興、3) 固形廃棄物管理、4) 下水排水管理計画、の優先 4 分野について、より詳細なアクションプランを策定する。対象はゲシュム島全体とし、既存 M/P よりも詳細なレベルを想定している。アクションプランの目的、内容、項目等は調査開始後、QFZO と協議しつつ、合意した上で策定する。

#### (10) 「住民と自然のための M/P」の策定

上記(5)で策定した「住民と自然のための暫定 M/P」を、パイロットプロジェクトの実施結果を踏まえ、最終化する。

#### (11) 環境に配慮した技術(ゼロエミッション等)の紹介

ゲシュム島全体の現状を把握した後、現地においてイラン側に対する環境技術セミナーを開催する(プロジェクト期間中に2回、1回につき30名程度を想定)。開催にあたっては QFZO のみならず、紹介する技術によってセミナーへの招待者を QFZO とも協議しつつ選定する。また日本の環境技術の紹介を行う日本の関係者については、QFZO の意見を反映しつつ、JICA と相談の上決定する。経費については、1回につき3名まで旅費(航空券、日当、宿泊費)及び謝金の支払いの対象とする。旅費の単価については、「独立行政法人国際協力機構外国旅費規程」、謝金の単価については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2015年4月版)」に準じることとする。

環境技術の紹介にあたっては、本邦研修や民間セクター向けセミナー等も活用する。プロポーザルでは、想定される環境技術や効果的な紹介方法を提案すること。

#### (12) 民間セクター向けセミナーの開催

QFZO が広く民間セクターからの投資を期待していることから、日本企業に限定せず、広く民間セクター向けの投資セミナーを最低年に一度、現地で開催する(プロジェクト期間中3回、1回につき200名程度のセミナーを想定)。なお、経済制裁の影響がありながらも、国際動向を見据え、日本企業もゲシュム島の投資に関心が高いため、民間セクター向け投資セミナーについては日本企業にも積極的に声を掛ける。国際動向の進展によっては、JICA と連絡・相談しつつ、別途、日本企業向けセミナーを開催する可能性もあるが、プロポーザル時点では、広く民間セクター向けの投資セミナーについて、想定される参加企業やセミナー内容等を提案すること。

#### (13) 広報

エコアイランド構想のもと開発を行うゲシュム島の観光振興、投資促進等に向けた以下の広報活動を行う。

##### 1) 観光振興に係る広報

- ①観光振興に係る情報再整備
- ②QFZO のウェブサイトのデータコンテンツの作成・更新
- ③QFZO のウェブサイトの構成等、改築作業
- ④リーフレット・パンフレット等の作成、更新
- ⑤各種コンテンツの英文化、要約の和訳

## ⑥サインボード等の設置

### 2) 投資促進に係る広報

#### ①投資促進に係る情報再整備

#### ②QFZO のウェブサイトのデータコンテンツの作成・更新

#### ③投資セミナー用のパンフレット等の作成

#### ④各種コンテンツの英文化

#### ⑤日本企業向けのコンテンツ作成（和文）

※問い合わせアドレスを設定し、QFZO と協力の上、日本企業からの各種照会に回答する体制を構築すること。

### 3) 開催前後のイランメディア向けプレスリリースの発信

#### ①民間セクター向けセミナー

#### ②環境技術紹介セミナー

### (14) プロジェクト関係者の本邦研修

本業務においては、1) マネジメントレベル、及び2) 実務者向けの本邦研修を実施する。研修実施にあたっては、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015年4月版）」を参照のこと。

#### 1) マネジメントレベル

期間は2週間、人数5人を上限としてプロジェクト期間中に1回実施する。ゲシュム島のマネジメントレベルのC/Pが日本の経験を視察することにより、プロジェクトコンセプトの理解促進を図る。また日本の民間技術の紹介により、ゲシュム島における将来の日本企業進出のきっかけ作りを狙う。

本研修については300万円として見積もりに計上すること。

#### 2) 実務者

エコアイランド委員会関係者向けに期間は3週間、人数は各年8名として実施する。研修テーマ、内容については、プロジェクト開始後に、本邦で研修することが効果的と思われる内容や研修先について、C/P機関とも検討のうえ、計画を策定し、実施する。

本研修については500万円×3回として見積もりに計上すること。

### (15) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

上記(10)で作成した「住民と自然のためのM/P」を中心に、パイロットプロジェクト、SEAの導入提言、優先分野のアクションプラン策定等の成果も含めたすべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、先方実施機関等に説明・協議し、基本的了解を得る。

### (16) ファイナルレポートの作成

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA及び先方実施機関等のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

#### 1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文10部（簡易製本）、ペルシャ語10部（簡易製本）

#### 2) インテリムレポート

記載事項：既存 M/P のレビュー結果、開発方針、各フレームワーク、暫定 M/P 等

提出時期：暫定 M/P 策定時（調査開始 12 ヶ月後を目処）

部 数：英文10部（簡易製本）、ペルシャ語10部（簡易製本）

#### 3) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：現地業務終了時（調査開始 34 ヶ月後を目処）

部 数：英文10部（簡易製本）、要約編和文3部（簡易製本）

#### 4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：ドラフト・ファイナルレポートに対するイラン側、JICA 側コメント提出から1ヶ月以内

部 数：英文10部（製本）、ペルシャ語10部（製本）

要約編和文5部（製本）、要約編ペルシャ語20部（製本）

CD-R 3部

### (2) その他の報告書類

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内

部 数：和文2部（簡易製本）

#### 2) 変更業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：インテリムレポート提出時（調査開始 12 ヶ月後を目処）

部 数：和文2部（簡易製本）

#### 3) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

##### ①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

- a) 業務フローチャート
- b) 業務人月表
- c) 研修員受入れ実績
- d) 調査用資機材実績（引渡リスト含む）
- e) 合同調整委員会議事録等
- f) その他調査活動実績
- g) 技術協力成果品
- h) 広報用資料
- i) その他収集資料

提出時期：業務終了時

部 数：和文5部（簡易製本）

(3) 報告書作成に係る留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフト・ファイナルレポートは簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

- ①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- ②必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。
- ③各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫すること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査工程

契約履行期間は、2015年10月中旬から2018年11月上旬までとする。

2015年10月中旬より業務を開始し、2016年10月下旬を目途にインテリムレポートを提出する。2018年8月下旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2018年9月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目安

合計 約144.0M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示すが、複数分野の兼務も可とする。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、プロジェクト期間を通して、最低1名はゲシュム島に滞在している状態を保持し、日本企業等からの照会等に対応できる体制を整えること。

- 1) 総括／地域開発／民間投資促進（1号）
- 2) 参加型開発（2号）
- 3) 社会・経済分析
- 4) 土地利用／GIS
- 5) 交通計画
- 6) 農業開発計画（乾燥地）
- 7) 保護区管理計画（陸域）
- 8) 保護区管理計画（海域）
- 9) 環境影響評価計画
- 10) 工業開発
- 11) 発電・造水プラント
- 12) 水産振興計画
- 13) 下水処理・再利用計画
- 14) 固形廃棄物処理計画
- 15) 観光振興計画（エコツーリズム）（3号）
- 16) 観光プロモーション・マーケティング
- 17) 業務調整／広報

#### 3. 相手国の便宜供与

M/M及びR/Dを参照のこと。

#### 4. 配布資料及び閲覧資料

##### (1) 配布資料

- 1) 詳細計画策定調査（地域開発）現地業務結果報告書
- 2) M/M、R/D
- 3) 事業地 地図

##### (2) 閲覧資料

下記閲覧資料の閲覧希望は、JICA 地球環境部自然環境第二チーム（03-5226-9534）までお問い合わせください。

- ・ゲシュム島に係る観光パンフレット等、その他収集資料

#### 5. 機材の調達

R/D Annex 4に記載の事務機器（多機能プリンター1台、プロジェクター2台、ネットワーク用機材1式）及び車両（ピックアップタイプ4WD1台、マイクロバス1台）の調達費として、17,000,000円を見積もりに計上すること（内訳不要）。パイロット活動に必要な機材及びその他調査開始後に必要性が生じた機材については、JICAと協議を行い、契約変更にて対応することとする。

なお、機材調達にあたっては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行うこと。

#### 6. 現地再委託

既存M/Pレビューに係るベースライン調査、パイロットプロジェクトに係る基礎調査、広報ツールの作成については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法を記載し、上記以外に再委託が必要な項目についてはプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託については、プロポーザル時点では30,000,000円を見積もりに計上することとし、具体的な委託内容・金額の目途が立った時点で契約を見直すこととする。

なお、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

#### 7. その他の留意事項

##### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

##### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAイラン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保の



ための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### (3) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

